

健康保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令案に関する御意見募集（パブリックコメント）について

令和2年10月13日
厚生労働省
年金局事業管理課

今般、健康保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令案について、下記のとおり、御意見を求めます。

記

1. 御意見募集期間

令和2年10月13日（火）から令和2年11月11日（水）まで（必着。郵送及びFAXについても、募集期間内の必着とします。）

2. 御意見募集対象

健康保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令案の概要

3. 御意見提出方法

次のいずれかの方法にて、御提出願います。

○ 郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省 年金局 事業管理課 宛て

○ FAXの場合

03-3595-2708
厚生労働省 年金局 事業管理課 宛て

○ 電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の[意見提出フォームへ](#)のボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

4. 御意見提出に当たっての注意事項

提出していただく御意見については、「健康保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令案」と明記の上、日本語で御提出ください

ますよう、お願いいたします。電話による御意見の提出はお受けいたしかねますので、御了承ください。

また、個人の場合は住所・氏名を、法人の方は法人名・法人の主たる事務所の所在地を記載してください。提出いただいた御意見については、氏名及び住所その他の連絡先を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承ください。

なお、いただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、御了承ください。

以上